(5)国庫納付等に当たり譲渡収入より控除した費用の額	(6)国庫納付等の額		(7)国庫納付等が行われた年月日		(8)減資額	
	国庫納付	地方公共団体への払戻し※	国庫納付	地方公共団体への払戻し	国庫納付	地方公共団体への払戻し※
—	14,220,441円	395円	平成26年10月17日	—	2,408,235円	395円

（注１）地方公共団体への払戻しについては平成27年度を予定しております。
（注２）※については見込額を記載しております。

平成26年度において処分を行ったもの

(1)不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要	(2)不要財産となった理由	(3)国庫納付等の方法	(4)譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額
土地、建物（職業訓練の実施及び事業主の行う職業訓練の援助等に使用してきた資産） 帳簿価額 政府出資分：164,802,843円 地方公共団体出資分：86,337円	「厚生労働省省内事業仕分け」（平成22年４月12日）において提示した保有資産の処分の方針に基づき、処分を進めたため。	金銭納付	79,680,000円

(5)国庫納付等に当たり譲渡収入より控除した費用の額※	(6)国庫納付等の額※		(7)国庫納付等が行われた年月日		(8)減資額※	
	国庫納付	地方公共団体への払戻し	国庫納付	地方公共団体への払戻し	国庫納付	地方公共団体への払戻し
3,977,032円	75,897,042円	36,873円	—	—	164,802,843円	86,337円

（注１）控除する費用の金額の確定、国庫納付及び地方公共団体への払い戻し並びに減資については、平成27年度を予定しております。
（注２）※については見込額を記載しております。

(1)不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要	(2)不要財産となった理由	(3)国庫納付等の方法	(4)譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額
土地、建物（職員用宿舎） 帳簿価額 政府出資分：1,546,858,661円 運営費交付金分：6,036,568円 地方公共団体出資分：635,009円	「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」（平成24年12月14日行政改革担当大臣決定）に基づき、処分を進めたため。	金銭納付	1,577,304,863円

(5)国庫納付等に当たり譲渡収入より控除した費用の額※	(6)国庫納付等の額※		(7)国庫納付等が行われた年月日		(8)減資額※	
	国庫納付	地方公共団体への払戻し	国庫納付	地方公共団体への払戻し	国庫納付	地方公共団体への払戻し
60,292,012円	1,516,339,003円	606,115円	—	—	1,546,858,661円	635,009円

（注１）控除する費用の金額の確定、国庫納付及び地方公共団体への払い戻し並びに減資については、平成27年度を予定しております。
（注２）※については見込額を記載しております。

〔賃貸等不動産関係〕

１．賃貸等不動産の概要

当機構は、賃貸等不動産として雇用促進住宅を全国1,295箇所に有しております。

雇用促進住宅は、昭和36年度から労働者の地域間及び産業間の移動の円滑化を図ることを目的に設置運営してきましたが、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成14年法律第165号。以下「機構法」といいます。）附則第５条に基づき譲渡又は廃止を図るとともに、それまでの間の管理運営を行っているところです。

なお、雇用促進住宅の譲渡・廃止については、「規制改革推進のための３か年計画」（平成19年６月22日閣議決定）により、民間事業者の知見・ノウハウを活用し住宅の売却方法について常に工夫を行いつつ、譲渡を着実に推進し、これを可能な限り前倒しできるよう取り組み、遅くとも平成33年度までにすべての譲渡・廃止を完了することとされております。

当機構では、遅くとも平成33年度までにすべての雇用促進住宅の譲渡・廃止を完了することを決定し、譲渡等業務を進めているところです。

２．賃貸等不動産の時価の把握について

当機構が保有する雇用促進住宅については、閣議決定等に基づき譲渡・廃止を進めつつも、入居者に対する住宅供給サービスを維持する必要があるため、通常の賃貸物件と同様の売却を行うことが下記のとおり制約されており、実際の譲渡価額が鑑定評価額と乖離することが見込まれていること、また、自由な処分及び収益を前提とした売却が想定されていないことから、適正な時価を把握することは困難であると判断しております。

なお、下記３において、参考値として土地及び建物の固定資産税評価額を開示しております。

【雇用促進住宅売却時の条件】

①　地方公共団体等の要望により設置された経緯を踏まえて、設置市町村に対して現入居者の受入を前提とした譲渡協議を行っており、公的な住宅として10年間利用することを条件に一定の減額措置（国有財産特別措置法に基づく国有財産の売却に準じた方法）を講じた上で譲渡することとしていること。

②　民間事業者への譲渡にあたっては、入居者保護を図る観点から、事前に入居者説明会を行い入居者の一定の理解が得られた場合でなければ一般競争入札を実施しないこと、一般競争入札により売却する場合でも、10年間の転売禁止、入居者の賃貸条件変更禁止といった保護規定を設けた上で売却することとしていること。